

諮詢番号：令和2年度諮詢第19号

答申番号：令和3年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、有効期限を令和2年8月31日までとする障害等級2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていたところ（以下「前回処分」という。），令和2年6月1日，処分庁に対し，[]の精神科・心療内科医 []（以下「本件医師」という。）作成に係る同年5月14日付け精神障害者保健福祉手帳診断書（以下「本件診断書」という。）を添付した精神障害者保健福祉手帳申請書（届出書）により、精神障害者保健福祉手帳の更新に係る申請（以下「本件申請」という。）をした。

2 処分庁は、令和2年6月10日、本件申請に係る障害等級について、神戸市市民福祉調査委員会精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会（以下「判定部会」という。）に対し、意見を求めたところ、判定部会は、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級と判定した。

3 処分庁は、上記2の判定部会の判定結果を踏まえ、令和2年6月17日、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級が3級に該当する旨決

定した。

- 4 処分庁は、令和2年7月7日、同年6月17日付け神[]第[]号精神障害者保健福祉手帳交付決定通知書とともに、障害等級を3級と記載した精神障害者保健福祉手帳を審査請求人に交付した（以下「本件処分」という）。
- 5 審査請求人は、令和2年7月31日、本件処分を障害等級2級に変更することを求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件診断書の内容・病状は、前回処分時の精神障害者保健福祉手帳の更新に係る申請の際に処分庁に提出した精神障害者保健福祉手帳診断書（以下「前回診断書」という。）に記載された内容・病状と変わってないのに、本件処分においては、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が2級から3級に理由なく変更された。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人に対して交付した精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級とした本件処分の適法性及び妥当性の有無につき判断する。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第45条第1項、同条第2項、同第51条の12第1項は、政令で定める指定都

市の市長が、精神障害者からの精神障害者保健福祉手帳の交付申請に基づいて審査した結果、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めたときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならないと定め、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態は、下記に定める内容のとおりとする旨規定している。

記

「[障害等級] [精神障害の状態]

- | | |
|----|--|
| 1級 | 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 2級 | 日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの |
| 3級 | 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」 |

イ これを受けて、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知により通知されたもの。以下「本件判定基準」という。）は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われるものとしている。判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態について十分な審査を行い、対応すること。」と定め、障害の状態の判定に当たっての判定基準について、障害等級別に、「精神疾患（機能障害）の状態」及び「能力障害（活動制限）の状態」に分けて、下記のとおり定めている。

記

「○ 障害等級 1 級について

〈精神疾患（機能障害）の状態〉

- 1 統合失調症によるものにあっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの
- 2 気分（感情）障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
- 3 非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記 1, 2 に準ずるもの
- 4 てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの
- 5 中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの
- 6 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちのひとつ以上が高度のもの
- 7 発達障害によるものにあっては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの
- 8 その他の精神疾患によるものにあっては、上記の 1 ~ 7 に準ずるもの

〈能力障害（活動制限）の状態〉

- 1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。
- 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持ができない。
- 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。
- 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。

- 6 身辺の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。
- 7 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない。
- 8 社会情勢や趣味・娯楽に关心がなく、文化的社会的活動に参加できない。

(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

○ 障害等級2級について

（精神疾患（機能障害）の状態）

- 1 統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの
- 2 気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲、行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの
- 3 非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの
- 4 てんかんによるものにあっては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの
- 5 中毒精神病によるものにあっては、認知症その他の精神神経症状があるもの
- 6 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中程度のもの
- 7 発達障害によるものにあっては、その主症状が高度であり、他の精神神経症状があるもの
- 8 その他の精神疾患によるものにあっては、上記1～7に準ずる。

〈能力障害（活動制限）の状態〉

- 1 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない。
- 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は援助なしにはできない。
- 3 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない。
- 4 通院・服薬を必要とし、規則的に行なうことは援助なしにはできない。
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。
- 6 身辺の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。
- 7 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。
- 8 社会情勢や趣味・娯楽に关心が薄く、文化的活動への参加は援助なしにはできない。

(上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

○. 障害等級3級について

〈精神疾患（機能障害）の状態〉

- 1 統合失調症によるものにあっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの
- 2 気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの
- 3 非定型精神病によるものにあっては、残遺状態又は病状が前記1, 2に準ずるもの
- 4 てんかんによるものにあっては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの

- 5 中毒精神病によるものにあっては、認知症は著しくはないが、他の精神神経症状があるもの
- 6 器質性精神障害によるものにあっては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの
- 7 発達障害によるものにあっては、その主症状と他の精神神経症状があるもの
- 8 その他の精神疾患によるものにあっては、上記の1～7に準ずるもの

（能力障害（活動制限）の状態）

- 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。
- 2 洗面、入浴、更衣、清掃等の身辺の清潔保持は自発的におこなうことができるがなお援助を必要とする。
- 3 金銭管理や計画的で適切な買物はおおむねできるがなお援助を必要とする。
- 4 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする。
- 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である。
- 6 身辺の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする。
- 7 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする。
- 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。

（上記1～8のうちいくつかに該当するもの）」

ウ ところで、従来から、アルコールの乱用、依存のみでは精神障害

者保健福祉手帳の対象とはならないとされ、離脱症状（アルコール依存症の患者では、体内のアルコール濃度が下がってくると、様々な自律神経失調症や情緒不安定、手の震え、幻覚等の症状がみられるようになるが、これを「離脱症状」という。）により、精神神経症状があり、そのために長期にわたり日常生活に支障があることが精神障害者保健福祉手帳交付の条件とされていた。実際には、精神障害者保健福祉手帳診断書における①アルコール依存症の診断名が主病名として単独で記載されている場合、②アルコール依存症の主病名の他に従たる診断名に他の精神疾患の記載がある場合、③主たる精神疾患は別の診断名であるが、「アルコール依存症」の診断が「従たる診断名」として記載されている場合などがみられ、さらに、飲酒が継続されている場合や多少のスリップがみられる場合、節酒が続いている場合などがあり、実際の等級判定を複雑にしていること、飲酒に伴う酩酊によって直接的に惹起される生活上の問題は等級判定においては加味しないことになるので、診断書に記載されている現在あるいは過去の症状が、酩酊の直接的な影響かどうかが明らかにならないときには、医師に返戻・照会をもって確認するか、場合によっては障害の等級判定が非該当ということになること、以上のような諸点を考慮して、厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業として策定された精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアルの作成及び実態把握に関する研究（以下、同研究により策定された精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアルを「判定マニュアル」という。）は、アルコール等の依存症について、下記の1から6までの類型（以下「判定マニュアル類型」という。）に整理をしている。

記

「1. 主たる精神障害が「依存症」で、従たる病名に記載がない場合であって、精神作用物質の使用が継続されている場合は、通

常生活障害が残らないはずの疾患において、物質作用により状態の判定が不能となっているため、原則的には非該当とする。

2. 主たる精神障害が「依存症」で、従たる病名に記載がなく、一定期間（たとえば6か月間）精神作用物質の使用が認められない場合は、主病名を含めて診断書全体から整合性をもって一定の生活障害が認められるときにはそのまま等級判定を行い、「アルコール性精神障害」等の診断名の追加が適切と考えられるときには、返戻等で主たる精神障害の病名について主治医に検討をお願いする。
3. 主たる精神障害が「依存症」で従たる病名に記載がある場合は、必要に応じて主たる病名と従たる病名の入れ替えについて主治医にお願いをする。
4. 主たる精神障害が他の精神疾患で、従たる精神障害が「依存症」の場合であって、物質使用が認められる場合。実際の等級判定業務においては、このケースが最も問題となるものと考えられる。この場合、物質使用により状態の判定が不能となっているが、主病名と主病名に関連する症状およびそれに伴う生活障害に関する記載内容から考えて、ある程度の主病名に起因する生活障害の存在が想定される場合は、3級と判定することはありうる。（以下省略）
5. 主たる精神障害が他の精神疾患で、従たる精神障害が「依存症」の場合であって、物質使用が認められない場合。通常の等級判定と同様に考える。
6. アルコールや薬物以外の他の物質使用障害についても、原則的には同様な考え方で判定を行う。」

工 そこで、以下において、本件診断書に記載された審査請求人の①現在の病状及び状態像、②生活能力の状態（日常生活能力の判定）に基づき、審査請求人の障害等級を3級と判定した判定部会の判定

結果を踏まえて審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級に該当するものとした本件処分が、本件判定基準及び判定マニュアルに照らして正当なものであったか否かにつき検討する。

(ア) 本件診断書は、精神科・心療内科医である本件医師による令和2年5月14日（本件処分の約1か月前）の診断結果に基づいて作成された精神障害者保健福祉手帳診断書であること、本件診断書によれば、審査請求人は、平成26年12月29日、本件医師から、主たる精神障害を「うつ病」・従たる精神障害を「摂食障害」及び「アルコール依存症」とする診断を受けたものであることが認められる。

(イ) 精神疾患（機能障害）の状態について

本件診断書における「④現在の病状、状態像等」欄に記載されている(1)～(12)の病状・状態像等の各項目は、本件判定基準における障害等級1級から3級までの各「精神疾患（機能障害）の状態」欄の1～8の項目にほぼ対応しているところ、本件診断書の記載によれば、審査請求人が該当する病状及び態像等は、上記「④現在の病状、状態像等」欄の「(1)抑うつ状態」中の「1思考・運動抑制」及び「3憂うつ気分」、「(5)統合失調症等残遺状態」中の「1自閉」、「2感情平板化」及び「3意欲の減退」、「(7)不安及び不穏」中の「1強度の不安・恐怖感」及び「3心的外傷に関連する症状」とされており、かつ、本件診断書からはそれらが持続していることを読み取ることができる。したがって、本件判定基準・〈精神疾患（機能障害）状態〉の2級相当の一つである「気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲、行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に該当するものとして、〈精神疾患（機能障害）の状態〉については2級相当との判断が可能であるものと認められる。

(ウ) 能力障害（活動制限）の状態について

本件診断書における「⑥生活能力の状態」欄に記載されている(1)～(6)の日常生活能力の判定項目は、本件判定基準における障害等級1級から3級までの各「能力障害（活動制限）の状態」欄の1～8の項目に対応しているところ、本件診断書の記載によれば、「援助があればできる」が7項目、「自発的にできるが援助が必要」が1項目であり、また、「日常生活能力の程度」は「④精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」ものとされていることが認められる。したがって、本件判定基準・〈能力障害（活動制限状態）〉のおおむね1級または2級程度の状態にあるとの判断が可能であるものと認められる。

(イ) 判定マニュアルに照らしての総合判定について

a 本件診断書によれば、①審査請求人の病名は、主たる精神障害が「うつ病」・従たる精神障害が「摂食障害」及び「アルコール依存症」とされていること、②審査請求人の推定発病時期は平成19年7月頃であり、食思不振・不眠・抑うつ気分を主訴として平成20年4月～同年7月まで□で通院治療を受け、その後、同23年10月～同24年1月に□で、同27年9月～同年11月に□でそれぞれ入院治療を受け、退院後は拒食が続いて、数日間水分だけで過ごすことが常態化しており、体重も40キログラムを切ったこと、③現在もアルコールは完全断酒できないが、連續飲酒（目を覚ますと酒を飲み、酔うと眠り、再び目覚めると飲み始めるという状態）には至っておらず、抑うつ気分が強く、意欲が無く、閉じこもり生活をしていること、④そして、本件診断書の「④現在の病状、状態像等」欄の(9)の項目「精神作用物質の乱用及び依存等」には「アルコール依存」と明記されていること、以上のとおり認め

られる。

- b 上記認定によれば、審査請求人の主たる精神障害は「うつ病」、従たる精神障害は「摂食障害」及び「アルコール依存症」であるところ、現在も完全に断酒できずに精神作用物質たるアルコールの使用が継続していることが認められるので、判定マニュアル類型の4の場合に該当することが明らかであり、そうすると、精神作用物質であるアルコールの使用が継続されているために、生活能力の状態の評価については飲酒継続による影響かどうかが判断不能となって障害等級が非該当となる可能性もある一方、「主病名と主病名に関連する症状及びそれに伴う生活障害に関する診断書の記載内容から考えて、ある程度の主病名に起因する生活障害の存在が想定される場合には、3級と判定することはあり得る」とされているところである。
- c そうすると、本件においては、審査請求人の障害等級を3級相当と判定することが可能か否かを検討する必要がある。うつ病とは、日常生活に強い影響が出るほどの気分の落ち込みが続いたり、何事にも意欲や喜びを持ったりすることができない病気とされ、仕事や日常生活に支障をきたすほど強い症状が現れるのがうつ病の特徴とされている。そして、うつ病の特徴的な症状は、強い悲しみや、気分の落ち込みなど、いわゆる「抑うつ気分」や、意欲や喜びの低下が現れることであり、進行すると様々な感情を感じにくくなって、生きている実感が湧かないといった症状が現れることがある一方、うつ病は、これらの精神的な症状のみならず、不眠や食欲低下、頭痛、消化器症状といった身体的な不調を引き起こすことが多いのも特徴の一つとされている。他方、アルコール依存症の患者の離脱症状の特徴として、飲酒を止めて数時間すると出現する早期離脱症状では、手や全身の震え、発汗（特に寝汗）、不眠、吐氣、嘔吐、血圧

の上昇、イライラ感、集中力の低下、幻覚、幻聴等の症状がみられるようになり、飲酒を止めて2～3日で出現する後期離脱症状では、幻覚、見当識障害（自分のいる場所や時間がわからなくなる。）、興奮等のほかに、発熱、発汗、震えがみられることがあるとされている。したがって、上記aで認定の本件診断書に記載された審査請求人の諸症状は、うつ病の症状とアルコール依存症の症状と一部共通する部分があるとはいえ、その大半は主病名である「うつ病」に関連する症状を示しているうえ、審査請求人の生活障害の内容・程度が、「⑥生活能力の状態 3」の「日常生活能力の程度」の欄にある「(4)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。」ものに該当するとされていることを総合するならば、審査請求人の従たる精神障害に「アルコール依存症」が含まれ、なお飲酒継続中であることを考慮に入れたとしても、判定マニュアル類型の4にいう「主病名と主病名に関連する症状およびそれに伴う生活障害に関する記載内容から考えて、ある程度の主病名に起因する生活障害の存在が想定される場合」に該当しがつ、審査請求人の障害等級を3級と判定するのが相当である。

d 以上によれば、審査請求人の身体障害者保健福祉手帳の障害等級は3級と判定するのが相当であるから、本件処分は適法及び妥当なものであったと認められる。

(2) なお、審査請求人の主張について付言する。

資料によれば、①審査請求人は、平成30年6月1日、前回診断書を添付した精神障害者保健福祉手帳の交付申請（以下「前回申請」という。）を行ったこと、②前回診断書の記載内容と本件診断書の記載内容は全く同一であったこと、③前回申請時における判定部会は、同年6月21日、審査請求人の障害等級を2級と認定し、処分庁は、判定部会の判定結果を踏まえ、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害

等級を2級とする前回処分を行ったこと、以上の事実が認められる。そうすると、処分庁としては、前記(1)において検討したように、前回処分においても本件処分と同様に、判定マニュアル類型の4に基づく検討を行い、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級とする処分を行うべきであったにもかかわらず、かかる検討を怠った結果、審査請求人の障害等級を2級とする誤った行政処分を行ったものと認めざるを得ない。したがって、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を2級とした前回処分は、審査請求人の障害等級の評価を誤った違法な処分であったと認めざるを得ず（もっとも、これにより審査請求人は不利益を受けていない。），本件処分こそが適法な処分であり、なんら違法及び不当な点はない。

第5 調査審議の経過

令和3年1月29日 第1回審議
令和3年2月18日 第2回審議
令和3年3月26日 第3回審議
令和3年4月26日 第4回審議
令和3年5月31日 第5回審議

第6 審査会の判断

1 処分庁の適用した規範等

(1) 法第45条第2項及び第6項を受けた施行令第6条第3項は、障害の程度に応じて、「精神障害の状態」を3つの等級に分けている。これによれば、障害等級1級は「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」、障害等級2級は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」、障害等級3級は「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度

のもの」とされている。

- (2) もっとも、施行令第6条第3項の規定は抽象的なものであるため、これを具体化したものとしては、本件判定基準が存在する。これによれば、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追つて行われる」こととされている。
- (3) 本件判定基準の「(2)精神疾患（機能障害）の状態」における障害等級1級は「2 気分（感情）障害によるものにあっては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」と、障害等級2級は「気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」と、障害等級3級は「気分（感情）障害によるものにあっては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」とされている。
- (4) 本件判定基準の「(3)能力障害（活動制限）の状態」における障害等級1級は、本件判定基準中の表障害等級1級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までに掲げる項目について、いくつかに該当するものとされている。障害等級2級は、同表障害等級2級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までのいくつかに該当するものとされている。障害等級3級は、同表障害等級3級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までのいくつかに該当するものとされている。

また、本件判定基準のうち、「(3)能力障害（活動制限）の状態」の判定基準を更に具体化したものとして、判定マニュアルがある。

判定マニュアルは、障害等級1級、2級及び3級の1から8までの

各項目の該当性を判断するにあたっての着眼点等が記載されており、ある程度の目安として、1級と判定するには日常生活に関連した項目の複数が「できない」に、2級と判定するには日常生活に関連した項目の複数が「援助があればできる」に、3級と判定するには「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」の複数に該当する必要があるとされている。

また、「日常生活能力の程度」欄のそれぞれにより考えられる生活能力の状態の程度は、概ね、「精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる」は「非該当」に、「精神障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける」は「おおむね3級程度」に、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」は「おおむね3級、または2級程度」に、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする」は「おおむね2級又は1級程度」に、「精神障害を認め、身の回りのことは殆どできない」は「おおむね1級程度」とされている。

また、アルコール等の依存症については、判定マニュアル類型に整理をしている。

2 処分庁の適用した規範等の合理性及び適切性

(1) 本件判定基準は厚生省（現在の厚生労働省）が、法の目的及び理念に則り、専門的知見や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、本件判定基準の内容の不合理性・不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、厚生省の専門的知見を踏まえて作成された、本件判定基準の内容は不合理・不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

(2) また、判定マニュアルは、厚生労働省から委嘱を受けた専門家が、

法の目的及び理念に則り、精神障害者保健福祉手帳を交付するに際して、いかなる具体的基準を定立するのが適切かつ合理的かという視点から、長年にわたり研究を重ねた結果が記載されているものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらぬ。また、審査請求人からも、不合理性・不適切性の点に関する具体的な指摘あるいは主張がない。そうである以上、精神障害の専門家の専門的知見を踏まえて作成された判定マニュアルの内容は不合理・不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

(3) 上記(1)及び(2)に関して、審査請求人から、本件審査請求において、処分庁が、本件処分を行うに当たり、本件判定基準及び判定マニュアルに準拠することが不合理・不適切であることをうかがわせる特段の事情について具体的な主張はなされていない。

3 本件処分の適法性等

審査請求人の精神障害の状態について記載する客観的資料としては、本件診断書があり、本件診断書の記載内容自体については審査請求人も争う姿勢を示しておらず、また、本件診断書に反するような証拠も提出されていないため、本件診断書を基に本件判定基準及び判定マニュアルに照らして判断するところ、当審査会としても、審査請求人の精神障害の状態としては障害等級3級とするのが相当である、と判断した。理由については、第4-2記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長　水谷恭子

委員　興津征雄

委員　大原雅之

委員　西上治